令和4年



実施要領

運動期間:令和4年4月6日(水)~令和4年4月15日(金)



4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です!

記録の残っている昭和 43 年以降、毎日、国内のどこかで交通死亡事故が発生しています。そのため平成 20 年に、新たな国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。皆さん一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しくマナーを実践することで、交通事故の発生を即止していきましょう。

☆重 点

- 1 子供を始めとする歩行者の安全確保
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 4 二輪車の交通事故防止
- 5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

墨田区交通安全対策協議会

第1目 的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取り組みに参加するなど、みんなの力で 悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

第2期間

令和4年4月6日(水)~4月15日(金)までの10日間

第3 主 催

表面

墨田区交通安全対策協議会 構成団体(順不同)

本所警察署、向島警察署、本所交通安全協会、向島交通安全協会、本所消防署、向島消防署、墨田区商店街連合会、墨田区町会・自治会連合会、国土交通省東京国道事務所、東京都第五建設事務所、京成バス(株)奥戸営業所、東日本旅客鉄道㈱両国駅、東日本旅客鉄道㈱錦糸町駅、東武鉄道㈱とうきょうスカイツリー駅、京成電鉄㈱押上駅、墨田区立小学校校長会、墨田区立中学校校長会、墨田区立小学校PTA協議会、墨田区立中学校PTA連合会、

墨田区老人クラブ連合会、墨田区議会、墨田区教育委員会、墨田区

第4 スローガン

「世界一の交通安全都市TOKYOを目指して」

第5 墨田区内の交通人身事故発生状況(令和3年1月から令和3年12月まで)

		件数・人数	前年比
発生件数		456件	+54件
死者数		3人	+2人
負傷者数		502人	+49人
	重傷者数	29人	+15人
	軽傷者数	473人	+34人

発生件数の内、自転 車が関与している 件数(232件)は、 全体の約51%を 占めている。

第6 運動の重点

では

|1 子供を始めとする歩行者の安全確保|

次代を担う子供の命を社会全体で交通事故から守り、高齢者の交通事故死者数の減少が強く求められています。令和3年の都内の交通事故死者数(133人)は前年(155人)より減少しましたが、交通事故件数(27,598件)は前年(25,642件)より増加しています。

令和3年の都内の子供(幼児、小学生、中学生)の交通人身事故死者数(3人)は前年(5件)より 減少しましたが、交通事故件数(1,397件)は、前年(1,234件)より増加しています。

また、令和3年の都内の高齢者(65歳以上)の死者数(58人)は前年(60人)より減少しましたが、交通事故件数(9,499件)は、前年(8,851件)より増加しました。なお、死者数は、状態別でみると、歩行中の死者数(40人)が最も多く、高齢者全体の約69%を占めています。

□家庭・地域 ・ 交通ルールを守ることの大切さについて話し合い、交通安全の意識を高めましょう。

子供の事故は、下校時や下校後の時間帯に事故が多発しています。暗い通りを避け、 通学路や大通りなど、整備された道路を通行しましょう。

タ暮れ時や夜間の外出は、明るく目立つ服装を心掛け、「反射材」を身に着けるなど、 車の運転者に自分の存在を「アピール」しましょう。

□運転者は ・ 子供の急な飛び出しによる死亡事故の発生や、自転車乗車中の事故も多く発生しています。これらを念頭に運転しましょう。

- 住宅街や裏通りの交差点は、最徐行するなど子供の飛び出しに注意しましょう。
- 子供や高齢者を見かけたら、徐行するなど、「思いやりのある運転」をしましょう。

□職場・学校・ 広報誌や懸垂幕などあらゆる媒体を活用して、積極的な広報啓発活動を進めましょう。

等では ・ 学校では、日常的に交通安全について指導しましょう。また、通学路等では、子供の 登下校時の見守り活動等を推進し、子供が被害に遭わないよう取組みましょう。

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

飲酒運転による昨年の交通事故件数は、137件(一昨年は151件)で減少しましたが、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故は後を絶ちません。飲酒運転により下校途中の小学生が死傷するなど 重大な事故も発生しました

自動車事故を違反別に見ると、安全不確認が最も多くなっています。人的要因別に見ると、脇見や考え事をしていたことなどによる発見の遅れが最も多くなっています。

また、危険運転が社会的な問題となっています。「あおり運転」や「ながら運転」は道路交通法違反であり、処罰の対象となります。

- 口家庭・地域 ・ 事故防止のためにセーフティ・サポートカーS (略称:サポカーS)を装備した車両 の使用、踏み間違い防止装置やドライブレコーダーの取付を検討しましょう。
 - 信号が青でも安全であるとは限りません。
- □運転者は ・ アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。交通ルールを守り安全運転を心がけましょう。運転する際は「ゆずり合い」 の気持ちをもって運転しましょう。
 - タ暮れ時はライトを早めに点灯し、状況に応じてハイビームを活用しましょう。
 - 事業所等の管理者は、日常点検等を通じて従業員に対し、全ての座席についてシート
- □職場・学校 ベルトの着用を指導・確認しましょう。
- 等では ・ 警察署と共同して講習会を開くなど飲酒運転が悪質な犯罪であることを指導しましょう。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

令和3年の自転車が関与している交通事故件数(12,035件)は前年(10,407件)から増加し、都内全体の件数(27,598件)の約44%を占めています。なお、自転車乗車中の交通事故死者数(18件)は前年(34件)から減少しました。

また、自転車乗車中の子供の死傷者数(958人)のうち、保護者等の自転車に同乗中の子供の死傷者(260人)が約27%を占めており、子乗せ自転車を利用する方の事故が多くなっています。自転車安全利用五則を守り、安全に自転車を利用しましょう。

- - 子乗せ自転車を利用する方は、子供がケガをする可能性を考慮しましょう。子供のお手本となるように、自転車を安全に運転しましょう。
- □自転車 自転車乗車時は、身を守るためにヘルメットを着用しましょう。
- 利用者は ・ 自転車は車道を通行することが原則です。自転車ナビマーク・自転車ナビラインが設置されている道路は積極的に利用しましょう。
 - ・ 配達等で自転車を利用する場合、交通ルールを守りましょう。また、反射材や自転車 用のドライブレコーダー等を設置し、万が一に備えましょう。
- 口自転車安全 自転車は、車道が原則、歩道は例外 車道は左側を通行
- 利用五則 ・ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ・子供はヘルメットを着用
 - 安全ルールを守る(飲酒運転、二人乗り及び並進の禁止、夜間はライトを点灯等)

4 二輪車の交通事故防止

裏 面

二輪車事故は、自動車事故に比べると致死率の高さが顕著です。

令和3年の都内の二輪車交通事故死者数(35人)は、前年(40人)より減少しました。

しかし、交通事故の発生件数(5,540件)は前年(5,300件)より増加しており、特に交差点や交差点付近の事故(3,081件)が最も多く発生しています。

- □家庭・地域・二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。
 - では・二輪車事故は致死率が高いことを認識し、安全な速度で運転することを確認しましょう。
 - ・交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。
- □運転者は ・交差点周辺やカーブの手前では十分に速度を落とすなど、二輪車の性能や自己の運転技 量を過信することなく、事故防止に努めましょう。
 - ・ヘルメットを正しく被り、胸部・腹部を守るプロテクターを着けて身体を守りましょう。
- 口職場・学校 ・警察署と連携した二輪車実技教室の開催や広報啓発活動をするなど、二輪車の特性を踏 等では まえた安全運転の指導・啓発をしましょう。

5 放置自転車・放置二輪車の撲滅

放置自転車や放置二輪車は、歩行者の通行を阻害し、特に障害者や高齢者の安全な通行を脅かしています。

さらに、災害時や緊急時の交通の障害となるほか、都市景観を損なうなど様々な弊害をもたらし、大きな社会問題となっています。

- □家庭・地域・ 自転車・二輪車を放置しないよう呼びかけましょう。
- では・自転車・二輪車を放置することによる問題を認識しましょう。
 - ・ 区内の駅周辺は「自転車放置禁止区域」に指定されています。自転車は子供用・大人 用問わず撤去の対象です。自転車は放置しないとご家族で確認し合いましょう。
- □運転者は ・ 放置とは、自転車等から離れてただちに移動させることができない状態のことです。 買い物などの短い時間でも路上に放置せず、駐車場を利用しましょう。
- □職場・学校 ・ 職場、学校では自転車、二輪車を置ける駐車場を設置し、放置自転車・二輪車となら 等では ないようにしましょう。

第7 運動の進め方

各関係機関・団体等は相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の交通実態に応じ、運動の重点を踏まえ 創意工夫を凝らした取り組みを行い、本運動が区民総ぐるみの運動となるよう努めます。

第8報告

実施結果について、令和4年4月25日(月)までに墨田区交通安全対策協議会会長あてに報告するもの とします。

(報告提出先)

墨田区交通安全対策協議会事務局(墨田区都市整備部土木管理課 交通安全担当)

TEL 5608-6203 FAX 5608-6410

e-mail KANRI@city.sumida.lg.jp